

(2) 六月四日午前十時二十分全帯代表茅野現業員會長高橋外五
名本社ヲ訪問シ茅野現業員會長ニ面會ヲ求メタルモ竹重人事
課長代リテ會見セルカ狀況左ノ通り

竹重課長ヨリ

河カ特ニ變フタ事テモ出来テ来タノカトノ尋索ニ對シ 高
橋ヨリ變ノタコトヲ来タノテハナイカ 河田ニ云フ如ク出来
タ事柄カ良イトカ悪イトカニ事ヨリモ待命ヲ速カニ解イ
テ載キ度イ 長クナルニツレ程ニト好マレカラサル間願モ
生シテハ互ノ為メテナイシモワ會社ノ体面モ充分立ツタコ
トカト考ヘラレルト述ヘ
之ニ對シ竹重課長ハ土曜トカ 日曜トカ、 間ニ決ツタノテ延
ヒタノテアルカ早速取リキメルコトニスルト答ヘタルカ
代表等ヨリ 前田操車主任ノ告訴狀ニ當時集車シテ現場
ニ居合セナカフタ者二名ヲ當事者トシテ置列シテ居ルコト

中正會員中ニモ聲援シタ者又ハ採集タル箱後夫々如キハ
前田主任カ悪イカラ謝罪ヲ強要シタル事實アルカ一顧モセ
ズ現業員會ノ者ノミ處罰シタコトハ片手答ニシテ政策的ナ
意圖カ充分窺ハレルト論難シ更ニ當時ノ模様ヲ説明シ最後
ニ茅野ヨリ竹重課長モ懲罰委員會ニ列布スルコトヲアラウ
カラ課長ノ御努力カ依リ後便ナク取計ヘカ願イ度ヒト希望
シ今零時二十分退社セリ

七會社側ノ動靜

六月五日會社ニ於テハ賞罰委員會ヲ開催協議ノ結果

(1) 菅野、曙田ノ兩名ハ事務ノ都合ニ因ルトノ理由ニ依リ解
雇スルコト

(2) 待命中ノ高橋 佐々 山田ノ三名ハ解雇處分ヲ猶予スル
事

ニ其ノ方針ヲ決定型六月午後四時四十五分中内業平營業所々